



指名停止措置について

1 指名停止措置業者名

業者名	代表者氏名	住所
株式会社ジェイ・ピー	代表取締役 竹村 之太	愛知県豊田市十塚町1-22-1 第3みそのビル4階1号

2 指名停止措置期間

平成24年5月1日 ～ 平成24年10月31日 (6ヶ月間)

4 措置対象区域

四国森林管理局管内(徳島県・香川県・愛媛県・高知県)

3 指名停止の理由

株式会社ジェイ・ピーは、平成24年1月23日付け23安管第533号で四国森林管理局安芸森林管理署長と締結した「造林事業(一ノ谷山2221ろ林小班外3保育間伐作業)(明許)」契約において、国有林野事業造林事業請負契約約款第10条第3項の規定に違反し、現場代理人が事業現場に常駐せずその運営及び取締りを怠った。また、事業期限が近づいている中、監督職員等からの度重なる連絡に応じることもなく、国有林野事業造林事業請負標準仕様書第6条第2項及び第3項に定められている「変更計画書」を提出しなかった。さらに、契約した事業期間内に事業が完了せず契約解除に至った。

このことは、「物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止等措置要領について」における、別表「贈賄及び不正行為等に基づく措置基準(第1、第2関係)」の12(不正又は不誠実な行為)の要件に該当するため。

措置要件	期間
(不正又は不誠実な行為) 前各号に掲げるもののほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から1ヶ月以上9ヶ月以内

平成24年5月1日

四国森林管理局長 新木 雅之



お問い合わせ先・閲覧場所

四国森林管理局 総務部 経理課(2階) TEL 088-821-2060